

令和3年5月11日

教職員各位

理事長 池 北 雅 彦

県をまたぐ移動の自粛について（継続）

新型コロナウイルス感染症については、東京や大阪など4都府県に緊急事態宣言が発出され、愛知や愛媛など7県がまん延防止等重点措置区域とされていたところですが、これらの期間が延長されることが発表されました。

これを踏まえ、本学では5月11日まで措置を講ずることとしていた「県をまたぐ移動の自粛」を下記のとおり継続することといたします。

教職員の皆様におかれましては、不要不急の外出や県外への移動を控え、手洗い、密閉・密集・密接の3つの密を避けるなど感染予防対策の徹底をお願いいたします。

記

1 県境をまたぐ移動の注意

- 緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の区域との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛を強くお願いします。
- 特に、このたび緊急事態宣言区域に追加された隣県の福岡については、通勤・通院等を除き、往来を自粛するよう強くお願いします。
- やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従い、万全の感染予防対策を講じてください。
- 緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置から本学への学外者の来訪については控えていただき、メールやZOOMなどで代替してください。

2 感染予防対策の徹底

- 引き続き、「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「感染リスクが高まる5つの場面」に注意するなど基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- 会食をする場合は、4人以下でのマスク会食とし、手洗いやうがい、手指の消毒など基本的な感染症対策を徹底してください。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、出勤を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

3 措置の期間

令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで

なお、6月1日（火）以降の措置については、政府、山口県及び山陽小野田市等の対応を踏まえ追って発表いたします。

以上